

平戸市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月25日(金) 午前9時30分から午前10時55分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(30人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉
8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦	11番 松山 矢市
12番 川尻 修治	13番 末永 武好	14番 山下 忠平	15番 塚本 順男
16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦	19番 林 憲治
20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳	23番 濱本 寿光
24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄	26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎
28番 福田 延之	29番 藤永 和之	30番 西川 靖子	32番 宮田 克幸

4. 欠席委員(2人)

1番 吉福 弘実 4番 七種 一郎

5. 欠員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告 第 20 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告 第 21 号 農地改良等届出について

報告 第 22 号 農地法第3条に係る合意解約について

報告 第 23 号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案 第 38 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第 39 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第 40 号 農業振興地域整備計画の変更について

議案 第 41 号 非農地通知申出について

議案 第 42 号 第8回農用地利用集積計画(案)について

議案 第 43 号 第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

第6 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博

主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

8. 傍聴人の数 なし

9. 公開・非公開の別 公開

10. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成28年度11月期第8回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

皆さん、おはようございます。本日は、平成28年度11月期第8回総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。いよいよ1年も後1ヶ月となったわけではありますが、昨日からめっきりと冷え込んでまいりました。皆様方には大変お忙しい中にご出席いただいておりますが、体調管理に十分気を付けていただいて、ご活躍願いたいと思うわけでございます。

昨日、福岡県行橋市農業委員会ご一行様が、農業委員会の行政視察ということで平戸市を訪れました。平戸市農業委員会の実体と農業に関する一連の取り組みなど、様々な問題について、農業委員会と農林課担当者のご出席をいただいて説明をしたところであります。昨日は旗松亭に泊まられて、平戸の夜を満喫されたのではないかと考えております。

研修内容も大変喜ばれておりましたので、ちょっと安心しているところであります。

皆様方も今朝の農業新聞等でご存知だろうと思えますけれど、農業を取り巻く改革第2弾ということで大きい見出しが載っておりました。農業関係のJAの改革が詳細に載っていたようでございます。予断をゆるさない状況だということで載っていたようでございます。注意深く見守っていきたいと思っているところでございます。そういう一連の問題から、皆さんもご存知のとおり、TPPの問題もどうなるか大変先行き不透明な状況のようでございます。そういった農業関係の不透明な時期に、一つだけは畜産関係の牛の価格が高騰し、喜ばしい平均価格が去勢牛で96万円という話を聞いております。雌牛で87万円という話も聞いておりますし、畜産関係については、畜産を営む者として、大変先行きは不透明な中に

明るい話題ではないかなと考えております。いずれにいたしましても、平戸市農業の一躍を担う和牛の値段でありますので、是非ともこれを継続していただくようお願いしたいと思っております。今日も10案件がございます。本日は少し時間がかかるかも知れませんが、スムーズな議事運営が出来るよう、皆様にご協力いただきますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、4番委員より欠席の届出があっております。

よって、出席委員は委員定数32名中30名で定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会長をお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず、日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、10番委員と11番委員をお願いします。書記には、事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

これより、平成28年11月期の会務報告と平成28年12月期の行事予定を、事務局長が行います。

○事務局長

それでは、平成28年11月期の会務報告と平成28年12月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(11月会務報告、12月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度12月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成28年12月26日月曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を平成28年12月26日月曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第20号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について 》

○議 長

次に、報告第20号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局並びに農林課より提案説明をお願いします。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。報告第20号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」をご説明いたします。

(報告第20号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○農林課

報告第20号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を補足説明いたします。

(報告第20号1～2番を説明 : 2件)

○議 長

ただ今、事務局並びに農林課より報告第20号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。報告第20号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、報告第20号「農業振興地域整備計画の軽微な変更について」は、報告のとおり承認することといたします。

《 報告第21号 農地改良等届出について 》

○議長

次に、報告第21号「農地改良等届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書8ページをご覧ください。報告第21号「農地改良等届出について」をご説明いたします。

(報告第21号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より報告第21号「農地改良等届出について」、説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第21号「農地改良等届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第22号 農地法第3条に係る合意解約について 》

○議長

次に、報告第22号「農地法第3条に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。報告第22号「農地法第3条に係る合意解約について」をご説明いたします。

(報告第22号1～3番を朗読 : 3件)

○議長

ただ今、事務局より報告第22号「農地法第3条に係る合意解約について」、説明が終了しますので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。報告第22号「農地法第3条に係る合意解約について」は、届出のとおり処理することといたします。

《 報告第23号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

報告第23号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書10ページをご覧ください。報告第23号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」をご説明いたします。

(報告第23号1番を朗読 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より報告第23号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」、説明が終了しますので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第23号「農業経営基盤強化促進法に

係る合意解約について」は、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

それでは議案に入ります。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書11ページをご覧ください。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第38号1～3番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 3件)

○議長

ただ今、事務局より議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書12ページをご覧ください。議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案39号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」、説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委員

9月農業振興地域変更申請の現地調査の折、地元委員4名、事務局2名と申請者立会いの元、現地確認を行いました。すぐ横に50頭規模の牛舎が建っておりまして、少し手狭になったため、この畑に10頭規模の牛舎を建てたいということで申請が出ています。向こう側に見えるのは山です。このすぐ上は飼料畑でありますし、周りに迷惑かけないのではないかと見てきました。審議方よろしくをお願いします。

○議長

ただ今、立ち会われた関係委員からの補足説明が終了しましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第40号 農業振興地域整備計画の変更について 》

○議長

次に、議案第40号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
事務局並びに農林課より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書13ページをご覧ください。議案第40号「農業振興地域整備計画の変更について」
をご説明いたします。

(議案40号1～5番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 5件)

○農林課

議案第40号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

(議案40号1～5番を説明 : 5件)

○議長

ただ今、事務局並びに農林課より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事
務局並びに農林課からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願いま
す。

○委員

1番と2番ですが、山林、原野に蜜柑を植えたり、畑にされているのはスライド上で判り
ますけれど、地目としては山林、原野のままで残るんですね。中山間地域等直接支払制度の
交付金は山林、原野には出ないと思うんですけど、編入する理由がわからないので教えて下
さい。

○農林課

中山間地域等直接支払制度の交付金は登記簿上の地目は関係なくて、現地確認をして耕作
していると確認できれば、中山間地域等直接支払制度への編入は可能だそうです。

○委員

山林、原野は畑としてみることになるわけですか。

○農林課

そうですね。畑としてみます。

○委員

山林、原野の地目で現況は畑としてみるということですね。

○農林課

はい、そうです。現地確認も行いますので、そこでちゃんと耕作しているということがわかれば、地図上で中山間地域等直接支払制度へ編入できると聞いております。

○委 員

わかりました。

○委 員

地目が原野、山林で、現況が畑なら畑、田なら田、その場合の税金関係はどのようなのでしょうか。

○農林課

税金は現況課税と聞いておりますので、畑になっていれば畑で税金がかかると思います。

(質疑なし)

○委 員

中山間地域等直接支払制度を受けるのは、耕作していなければ入れないのではないですか。

○農林課

ちゃんと耕作しています。

○委 員

蜜柑の木を植えているところは耕作していないでしょう。

○農林課

蜜柑は畑として耕作をしていると見ています。

○委 員

先程、現況が畑なら畑ということでしたが、今、我々も初めて聞いたんですが、他地区でも知らずに、原野を畑にされている所があっても、中山間地域等直接支払制度に取り組みされていないところもあると思うのですけれど、その辺の周知は、どちらがどのようにするのでしょうか。周知をする方法とかあるのでしょうか。

○農林課

毎年、代表者を通じてそういう周知がされていると思います。

○委員

特別な事項があれば文書で配るよりも、事業に変更があれば変更分だけでも代表者会で言ってもらえると周知が出来ると思うんですけど、担当者をお願いしたいと思います。

○農林課

はい、そういうご意見があったということを担当に伝えておきます。

○議長

他にありませんか。質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第40号「農業振興地域整備計画の変更について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第40号「農業振興地域整備計画の変更について」は、原案のとおり承認することといたします。

《 議案第41号 非農地通知申出について 》

○議長

次に、議案第41号「非農地通知申出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書25ページをご覧ください。議案第41号「非農地通知申出について」を説明いたします。

(議案第41号1～5番を朗読、パワーポイントを併用して説明：5件)

○議長

ただ今、事務局より議案第41号「非農地通知申出について」の説明が終わりましたので、

ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

整理番号1番と2番について補足説明いたします。11月15日午後、現地調査をいたしました。事務局2名、北部地区委員4名で、申請代理人に1番と2番を一緒に案内していただき、現地を見てきました。スライドで見たとおりでございまして、申請農地は大変荒れ放題です。私も昭和47年頃からこちらに居りますけれど、ここに田や畑があったとは確認しておりませんでした。皆様方も記憶にあるかと思えますけれど、畑は芋、麦が耕作されていましたが、それが落ち目になりまして、高齢化も伴いますが、畑は段々と荒れていったのではないかと思います。それから、田は減反政策が始まった頃から、こういう利便性が悪い農地から荒れていったのではないかと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

○委員

整理番号3番について補足説明いたします。11月15日午前中、事務局、地区担当委員、申出人代理人で確認いたしました。事務局から説明があったとおり、申請農地は40年前から耕作していないということでスライドを見てわかるように、人間が入る隙間もないくらい荒れ放題の土地です。みんなで協議しましたが、非農地で良いのではないかと話してきました。ご審議の程よろしく願いいたします。

○委員

整理番号4番について補足説明いたします。11月16日午後、事務局2名、大島地区委員4名、申出人代理人で現地調査をしてきました。スライドで見たとおり、どちらもトラクターも入れない状態でした。申請人代理人の話では、国土調査の折に地目変更出来ないかと話したら無理と言われたということで、今回の申出になったそうです。見てのとおりで、大木が立ったり、中に入ってみましたが、猪の遊び場になっていました。これでは耕作は無理じゃないかと、非農地で仕方ないと見てきました。ご審議よろしく願いいたします。

○委員

整理番号5番について補足説明いたします。11月15日午後、現地調査をいたしました。事務局、北部地区委員、申出人代理人で確認したわけですが、補足説明といたしましても、事務局の話したとおりですので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担

当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

○委員

1番2番の申出農地ですが、近頃、国土調査があったと思うのですが、今のような案件は国土調査で農地じゃないということで認められたのではないかと思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○事務局

1番2番の申出農地ですが、まだ国土調査が済んでいない地域です。国土調査が入れば間違いなく現況で、地目は山林・原野に変わると思います。

○委員

非農地通知申出の現況が原野や山林と書いてありますが、原野と山林の違いを教えてください。

○事務局

非常に難しい問題です。法務局に確認しましたところ、山林は誰が見ても山林とわかるもので、大木が生えていて山になっている状態です。それは間違いなく山林です。原野はそこまでいかないけれど荒れた状態です。たとえば竹がびっしり生えていたり暖竹が生えている状態です。木のあるなしで判断は出来ないと思うのですが、そういう状況です。うまく説明が出来ませんが、山林は誰が見てもわかる雑木林のような状態で、原野はそこまではいかにしても農地性がなくて農地に戻る可能性がない状態です。

(質疑なし)

○議長

他にごございませんか。質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第41号「非農地通知申出について」は、原案のとおり、非農地として決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第41号「非農地通知申出について」につきまし

ては、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《 議案第42号 第8回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

次に、議案第42号「第8回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第42号「第8回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。議案書27ページをお願いします。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

次に議案書28ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。

(整理番号1～6番を朗読：6件)

次に議案書29ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)10年になります。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

次に議案書30ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(使用貸借権)になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書31ページをご覧ください。農地中間管理機構利用権設定各筆明細(賃借権)10年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書32ページをご覧ください。農地中間管理機構利用権設定各筆明細(使用貸借権)になります。

(整理番号1～4番を朗読：4件)

○議長

ただ今、事務局より議案第42号「第8回農用地利用集積計画(案)について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第42号「第8回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第42号「第8回農用地利用集積計画(案)について」は原案のとおり決定いたします。

《 議案第43号 第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について 》

○議 長

それでは、議案第43号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第43号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を説明いたします。議案書34ページをお願いします。利用権設定各筆明細(賃借権)10年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書35ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(使用貸借権)になります。

(整理番号1～4番を朗読：4件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第43号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第43号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第43号「第3回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は原案のとおり決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成28年度11月期、第8回総会を閉会いたします。

— 午前10時55分終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

・資料1 農地法第3条調査書

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成28年12月8日

会 長 丸 田 保

10 番委員 岡村 勝彦

11 番委員 松山 矢市